

規 則

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則一八―二三

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一八―六）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む。）中「第二条第三号ハ」を「第二条第三号ロ」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。